

この書面は、すでにお手元にある弊社パンフレット(旅行告知記事・広告など)とあわせて旅行業法第12条の4に定める旅行取引条件説明書面になります。また、旅行契約が締結された場合は、同12条の5による契約書面の一部になります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、(株)西日本リビング新聞社(福岡県知事登録旅行業第2-474号)(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行にご参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書によるほか、募集パンフレット、出発前にお渡しする確定書面(以下「旅行日程表」といいます)及び当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部。以下「約款」といいます)によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)を受けられるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行契約のお申し込み・予約

- (1) ①当社②旅行業法で規定された受託販売店(以下①②をあわせて「当社」といいます)のそれぞれにおいて、ご来店、電話、郵便等の方法にてお客様からの旅行契約のお申込み又は予約を承ります。
- (2) 当社からは、同一コースにおいて参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた時は、その代表者が旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているものと見なし、その団体に係わる旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行うことがあります。
- (3) ご来店の場合、所定の申込書(以下「申込書」といいます)の提出と申込金のお支払いをもってお申込みいただきます。
- (4) 当社からは、電話等の通信手段による旅行契約の予約を承ります。この場合、予約の時点では第4項でいう旅行契約は成立しておらず、お客様は予約日の翌日から起算して原則として3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
- (5) 前(4)につき当社が定めた所定の期日までに申込金のお支払いが無い場合は、当社はおお客様に通知のうえ当該予約は無かったものとして取扱うことがあります。
- (6) 取消料対象期間外にお申込みされた場合、当時点において満席、満室、その他の事由で旅行契約の締結が直ちに出来ない時は当社は、その旨を説明して以下の取扱いをします。
 - ①お客様が旅行契約の締結を強く希望される時は、前(3)又は(4)に従い申込書の提出と申込金をお支払いいただきます。
 - ②手配の完了等で当社が旅行契約の締結の承諾が可能となる時点(以下「契約締結可能時点」といいます。)が取消料対象期間内に入ることが予想される時は、当該期間に入る日より前にお客様にその旨を通知します。
 - ③前②の通知時点でお客様が旅行契約の締結を引き続き強く希望される時は、お客様の旅行契約に対する待機可能期限(以下「契約待機可能期限」といいます)を確認し、手配の完了に向けて努力します。
- (7) 取消料対象期間内にお申込みされた場合、当時点において満席、満室、その他の事由で旅行契約の締結が直ちに出来ない時は、当社はその旨を説明して以下の取扱いをします。
 - ①お客様が旅行契約の締結を強く希望される時は、前(3)又は(4)に従い、申込書の提出と申込金をお支払いいただきます。
 - ②契約待機可能期限を確認した後に、手配の完了に向けて努力します。
- (8) 前(6)、(7)の場合、手配の完了は保証されたものではありません。
- (9) 申込金の額は以下とします。なお、申込金は後記する「お支払い対象代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また第4項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回された時は、お預かりしている申込金全額を払戻します。(お一人様)

旅行代金(お1人様)	申 込 金
30,000円未満	6,000円
30,000円以上60,000円未満	12,000円
60,000円以上90,000円未満	18,000円
90,000円以上	旅行代金の20%

★上記表内の「旅行代金」とは第6項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

- (10) 当社からは、申込み手続完了の場合、旅行契約成立前(後)における申込み撤回(契約解除)等の連絡に係る当社らの営業日・営業時間・連絡先等を案内します。

3. 申込条件

- (1) お申込み時点で20歳未満の方が単独でご参加の場合は原則として保護者の同意書が必要です。
- (2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 高齢者(原則として75歳以上)、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方はその旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。また現在、健康を損なっている方等は、医師の診断書を提出していただく場合があります。妊娠中の方は、お客様の責任においてご参加いただくことを条件とします。ただし、出産予定日から28日以内にあたる航空機搭乗の場合、航空会社より医師の診断書の提出を要求されます。いずれの場合も諸状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助人一同伴者の同行等を条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、お申込をお断りさせていただく場合があります。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が疾病、障害等により、医師の診断または加療を必要とすると判断する場合は、必要な措置を講ずることがあります。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (5) お客様の都合による別行動は出来ません。ただし、別途条件でお受けすることがあります。
- (6) 他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する方のお申込みをお断りすることがあります。
- (7) お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- (8) その他当社らの業務上の都合でお申込みをお断りすることがあります。

4. お客様との旅行契約成立時点

- (1) 第2項(3)(4)の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立します。
- (2) 第2項(6)(7)の場合は、同(6)③(7)②の契約待機可能期限内に契約締結可能時点が到来し、この時点までに当該申込みの撤回の連絡がなく、かつ当社らが契約締結が可能になった旨をお客様に連絡した時に成立します。
- (3) 電話又はご来店による事前のお申込み又は予約が一切無く、ファクシミリ、電報、インターネット及び郵便等にてお申込み又は、予約がなされた場合、以下の時点で成立します。
 - ①事前に申込金のお支払いがあった時は、当社らが承諾・通知した時。
 - ②事前に申込金のお支払いが無い時は、当社らが申込金を受理した後に当社らが承諾・通知した時。

5. 契約書面および旅行日程表

- (1) 当社は旅行契約成立後、速やかに以下のものをお渡しします。ただし、既にお申込み時点でこれらをお渡ししている場合はこの限りではありません。
 - ①旅行日程・旅行サービスの内容を記載した書面(原則「募集パンフレット」のことをいいます)
 - ②上記①の書面に本旅行条件書の記載内容の全ての記載が無い場合には、本旅行条件書。(以下上記①②の書面を併せて「契約書面」といいます)
 - (2) 当社が旅行契約により手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は契約書面に記載するところによります。
 - (3) ①旅行日程②宿泊機関の名称③旅行サービスを最初に受けるために集合場所及び集合時間を設定している場合には当該場所及び時間④添乗員が同行しない場合の旅行地における当社との連絡方法等が契約書面に記載されていない場合にはこれらを記載した日程表。
 - (4) 最終旅行日程表については、遅くとも旅行開始日の前日迄にお渡しします。(年末年始やゴールデンウィーク・旧盆期間等の特定繁忙期間に出発するコースを除き原則として旅行開始日の7日前迄にはお渡しできるよう努力します)なお、旅行のお申込みが旅行開始日の前日から起算して7日前以降になされた場合、お客様の同意を得て旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

(5) 当社は、旅行日程表をお渡しする前であっても、当社の手配状況の確認を希望するお客様からお問い合わせがあった場合は迅速かつ適切にこれに回答します。

6. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」の合計金額、あるいは「旅行代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいい、「申込金」「取消料」「違約金」及び第17項の「変更補償金」のお支払いの際の基準となります。

7. 旅行代金のお支払い期日

(1) 第4項の旅行契約成立時点以降、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

(2) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申込みの場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社が指定する日迄にお支払いいただきます。

8. 「表示上の旅行代金」に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のない限り、エコノミークラス）、宿泊費、食事代、サービス料、旅行取扱料金及び消費税等諸税のほか、次のものが含まれます。

(1) 添乗員が同行する旅行では、添乗員の費用及び団体行動中の貸切バス代と観光入場料金（「お客様負担」「各自負担」又は「有料」と表示されたもの、周遊観光バスにて催行した際の行程中の昼食代、観光入場料金は除きます）

(2) その他募集パンフレット（旅行告知記事・広告など）内で含まれる旨表示したもの。上記費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

9. 「表示上の旅行代金」に含まれないもの

前8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を越える分について）
- (2) コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、通信費等個人的性質の諸費用、それにとりもなう税・サービス料。
- (3) ご希望の方のみがご参加されるオプションプラン（別途料金の小旅行）の代金。
- (4) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費。
- (5) 基準期日以降に公示された日本国内の交通施設使用料、諸税
- (6) 傷害・疾病に関する医療費及びそれに伴う交通費

10. 旅行契約内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ない時は、お客様にあらかじめ速やかに当該理由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます）を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ない時は、変更後に説明いたします。

(2) 当社は、著しい経済情勢の変化等により、通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金の額を変更することがあります。当該事由により旅行代金が増額される時は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にお知らせします。また、当該事由により旅行代金が減額される時は、その減少額だけ旅行代金を減額いたします。

(3) 当社は旅行の実施に要する費用の減少を伴う契約内容の変更又は本項(1)の規定に基づく旅行の実施に要する費用の増加を伴う契約内容の変更がなされた時は、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

(4) 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となった時は、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

11. お客様の交替

(1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲渡することができます。（ただし、コース

又は時期により当該交替を一切お受け出来ないことがあります）この場合当該お客様は第12項に定めた取消料のお支払いに替え、当社に当該交替に要する手数料として交替を受ける当該お客様1人あたり原則として5千円をお支払いいただきます。（ただし、取消料対象期間外の場合を除きます）

(2) 旅行契約上の地位の譲渡の効力は前(1)の承諾を得て、かつ手数料を当社が受理したときに成立します。（ただし、手数料不要の場合は承諾時）

12. 旅行契約の解除・払戻し

(1) 旅行開始前

① お客様の解除権

(ア) お客様は、第4項により旅行契約が成立した後に以下の(表1)で定める取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお(表1)でいう「旅行契約の解除期日」とはお客様が当社らの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。（お申し出の期日により取消料の額に差が生じることがありますので当社らの営業日・営業時間等はお客様でも申込み時点で必ずご確認ください）

●取消料（お客様1名につき下記の料率となります） (表1)

旅行契約の解除期日（取消日）		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21日目に当たる日以前	無料
	20日目に当たる日以降	旅行代金の 20%
	7日目に当たる日以降	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日		旅行代金の 40%
旅行開始日の当日		旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加		旅行代金の 100%

(イ) 旅行契約成立後にコース及び出発日を変更された場合も上記の取消料の対象となります。

(ウ) 以下に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除出来ます。

a. 旅行契約内容が変更された時。ただしその変更が第17項(表2)に掲げるもの、その他の重要なものである時に限ります。

b. 第10項(1)に基づき旅行代金が増額された時。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい時。

d. 当社が旅行者に対し、第5項(4)の期日までに旅行日程表をお渡ししなかった時。

e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となった時。

(エ) 当社は、前(ア)(イ)により、旅行契約が解除された時は、既に受領している旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引き残りを払戻します。また、前(ウ)により旅行契約が解除された時は、既に受理している旅行代金（又は申込金）の金額を払戻します。

(オ) お客様の都合で提供サービスの一部を利用しなかった場合または、旅行日程途中からの参加・解散の場合、その権利を放棄されたものとみなし一切の払い戻しはいたしません。

② 当社の解除権

(ア) お客様が第7項(1)(2)の期日までに旅行代金のお支払いが無い時は、お客様が旅行に参加される意志が無いものとみなし当社は、その翌日に旅行契約を解除いたします。この場合前項に定めた解除期日相当の取消料と同額の違約金をお支払いいただきます。

(イ) 以下に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明した時。

b. お客様が病气その他の事由により旅行に耐えられないと認められる時。

c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められる時。

d. お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

e. 募集パンフレット（旅行告知記事・広告など）に表示した最少催行人員に達しなかった時。（この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に、また日帰り旅行は3日目にあたる日より前に旅行の中止をお知らせします）

f. スキーを目的とするコースにおける積雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しない時、又はその恐れが極めて大きい時。

g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載し

た旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい時。

(ウ) 当社は、本項(ア)により旅行契約を解除した時は、既に收受している旅行代金(又は申込金)から違約金を差し引いて払戻いたします。また本項(イ)により旅行契約を解除した時は、既に收受している旅行代金(又は申込金)の全額を払戻します。

(2) 旅行開始後

①お客様の解除・払戻し

a. お客様の責に帰さない事由により確定書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービスの提供に係る部分の契約を解除することが出来ます。この場合、当社は旅行代金のうち不可能となった当該旅行サービス提供に係る部分をお客様に払戻します。

b. お客様の都合で提供サービスの一部を利用しなかった場合または、旅行日程途中からの参加・解散の場合、その権利を放棄されたものとみなし一切の払い戻しはいたしません。

②当社の解除・払戻し

(ア) 当社は次に掲げる場合においては、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。

a. お客様が病気その他の事由により、旅行の継続にたえられないと当社が認められた時。

b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる時。

c. 天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となった時。

(イ) 本項②(ア)により旅行契約の解除が行われた時であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は、有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、又はこれから支払うべき手数料、違約金、その他の名目による費用を差し引いて払戻します。

(ウ) 本項②(ア) a、cにより当社が旅行契約を解除した時は、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るため必要な手配をいたします。

13. 旅行代金の払戻し

当社は、お客様に払戻すべき金額が生じた場合は、旅行開始前の解除による払戻しの時は、解除の翌日から7日以内に、減額あるいは旅行開始後の解除による払戻しの時は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から30日以内にお客様に対して当該金額を払戻します。

14. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、次に掲げる業務を行います。

(1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることが出来ない恐れがあると認められる時は、旅行契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2) 前(1)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変更せざるを得ない時は、代替サービスの手配を行うこと、この際、旅行日程を変更する時は、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更する時は、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努める等、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(3) 当社は特約として添乗員の同行しないコースにおいて、原則として旅程管理を行わない場合があります。その際はお客様に旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

15. 添乗員業務

(1) 添乗員付と記載のコースを除き、添乗員は同行いたしません。ただし一部コースについては、あらかじめ明示した人数に達した場合、添乗員を同行させます。その際、添乗員が旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。

(2) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとさせていただきます。

16. 当社の責任

旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えた場合、損害発生の日から2年以内に当社に対して通知があった時

に限り、損害賠償金としてその損害を賠償いたします。但し手荷物の場合は、損害発生の日から14日以内に当社に対して通知があった時に限りお客様1名につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合は除く)として賠償いたします。

17. 旅程保証

(1) 当社は、(表2)左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に(表2)右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から30日以内に支払います。(お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります。)ただし、次のa、b、cに掲げる変更の場合は、変更補償金はお支払い出来ません。

a. 天災地変、反乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、遅延・運送スケジュールの変更など当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置としての変更。

b. 第12項の規定に基づいて旅行契約が解除された時の当該解除された部分に係る変更。

c. 旅行最終案内に記載した旅行サービスの提供を受ける順番が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(2) 当社がお支払いする変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額は千円未満である時は、当社は、変更補償金をお支払いいたしません。

(3) 変更補償金と損害賠償金について

当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社の第16項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は既にお支払いした変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金をお支払いいたします。

(表2)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0	2.0
7. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日迄にお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2 第4号又は第6号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取扱います。

注3 第7号に掲げる変更については、第1号から第6号までを適用せず、第7号によります。

18. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めていただきます。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときには、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

(4) 当社は、お客様が疾病・傷害などにより保護を要する状態にあると認められた場合に、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときには、当該措置に要

した費用はお客様の負担とします。お客様は、当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

19. 特別補償

(1) 当社は、第16項の当社の責任が生じるか否かを問わず、募集型企画旅行約款特別補償規定により、お客様が企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命・身体に被られた一定の損害については補償金及び見舞金を、また、手荷物に関する損害については、あらかじめ定め額の損害賠償金をお支払いいたします。

(2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた被害がお客様の故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無免許もしくは酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、疾病又はグライダー操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の事故によるものである時は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が主催旅行行程に含まれている時は、この限りではありません。

(3) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と第16項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行された時はその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

(4) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する旅行については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取扱います。

(5) 地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱が原因の事故については、当社は補償金及び見舞金を支払いません。

20. 通信契約による旅行条件

当社は、当社らが提携するクレジットカード(以下「提携カード」という)のカード会員(以下「会員」という)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料などのお支払いを受ける」こと(以下「通信契約」という)を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件と以下の点で異なります(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も異なります)。

①通信契約のお申込みに際し、会員のお客様は「カード名」「会員番号(クレジットカード番号)」「カード有効期限」等を当社らにお申出いただけます。

②通信契約は、当社らが通信契約の締結を了承する旨の通知を發した時に成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知を電子メール、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知による方法で通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立します。

③通信契約での「カード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申出のあった日とします。

④通信契約を締結した場合、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等にかかわる責務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったときは、当社が通信契約を解除し、第12項の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

⑤当社は通信契約を締結した後に旅行代金に減額または通信契約が解除された場合、お客様に払い戻すべき金額が生じたときには提携会社のカード会員規約に従ってお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。この場合、当社は旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に減額または、旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日といたします。

21. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件書の基準日及び旅行代金の基準日は、当該パンフレットまたはそれに準ずる資料に明示した日となります。

22. 個人情報の取り扱いについて

(1) 当社及び当社ら(パンフレットへの記載、紙面などで告知した当社の受託旅行者・受託旅行者代理業者)は、旅行申し込みの際に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

*このほか、当社及び当社らでは、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社が取得する個人情報は、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、Eメールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲内のお客様の個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに添う(又は応じられない旨の回答をする)目的のため、上記以外の個人情報を取得させていただくことがあります。これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。

(3) 当社が本項(2)の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は、契約の締結に応じられないことがあります。また、同意を得られないことにより、お客様のご希望される手配等が行えない場合があります。

(4) 当社は、本項(1)により、運送・宿泊機関等に対してお客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、その他手配をするために必要な範囲内の情報をあらかじめ電子的方法等で送付することにより提供します。また、万一事故が発生した時に限り、保険会社に対して保険手続きに必要な範囲内の情報を書面で送付することにより提供します。

(5) 当社が保有するお客様の個人情報の開示、その内容の訂正、追加もしくは削除、又はその利用の停止、消去もしくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要とする手続きについてご案内いたしますので、お申し出ください。その際、法令及び当社内規に従い、遅延無く必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由を説明いたします。

23. その他

(1) お客様の都合による便変更、延泊等の行程変更は出来ません。

(2) 交通機関の渋滞等当社の責に帰すべき事由によらず航空機等により遅れた場合は、別途チケットが必要となります。使用しなかったチケットの払い戻しはありません。

(3) 悪天候等のお客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合、第12項(2)旅行開始後の規定により、当該旅行サービスに対して取消料、違約料など支払うべき費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。ただし、代替となる宿泊費・交通費等は、お客様のご負担となります。

(4) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じた場合は、それらの費用をお客様にご負担いただきます。

(5) 旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに添乗員または最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。

(6) お客様の便宜をはかるため、土産物店にご案内することがございますが、お買い物に際してはお客様自身の責任で購入していただきます。

(7) 安心してご旅行いただくため、お客様自身で国内旅行傷害保険をかけられることをおすすめいたします。

(8) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

●旅行企画・実施

福岡県知事登録旅行業 第2-474号



株式会社

西日本リビング新聞社

〒810-8585

福岡市中央区渡辺通5-23-8 サンライトビル7階

国内旅行業務取扱主任者:

☎092-733-0535

橋爪 菜穂子

旅行業務取扱主任者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、ご不明点があれば、お申し込み箇所の取扱主任者におたずねください。